

東松監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和8年3月18日

東松島市監査委員 土井 一郎

東松島市監査委員 土井 光正

# 令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象範囲

財政援助団体等に関する令和6年度及び令和7年度に係る出納その他の事務執行状況

### (2) 対象財政援助団体等

ア 株式会社東松島観光物産公社（出資団体、公の施設の指定管理者）

## 3 監査の着眼点

以下の着眼点で実施した。

### (1) 出資団体監査

#### ア 所管課

(ア) 出資目的及び出資金額等は妥当か。

(イ) 出資金等の支出手続は適正か。

(ウ) 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

(エ) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(オ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### イ 団体

(ア) 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。

(イ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(ウ) 経理・庶務事務は適正に行われているか。

(エ) 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

(オ) 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 所管課

(ア) 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。

(イ) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

(ウ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(エ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(オ) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

#### イ 指定管理者

(ア) 施設は、関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

(イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(ウ) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

(エ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(オ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査実施日のおおむね1か月前に対象財政援助団体等を所管する課から提出された資料を基に、出納その他の事務の執行が適正に行われているか、財政援助により所期の目的が達成されているかについて、関係書類及び関係者からの聴取により確認した。

#### 5 監査の実施日及び場所

(1) 株式会社東松島観光物産公社

実施日：令和8年1月15日（木）

場所：東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

所管課：①産業部商工観光課

②産業部農林水産課

監査対象：①出資金

②令和6年度及び令和7年度宮戸地区復興再生多目的施設指定管理料

#### 6 監査の結果

財政援助に係る令和6年度及び令和7年度の出納その他の事務執行状況は、おおむね適正であると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途指導した。